



井奥まさきの ニュース 市政報告NEWS

2004・9

秋号

No.24

このNEWSは、みどり・市民派をめざす高砂市議会議員井奥まさきによる市政レポートです。

1年半でついに21度の事故が発生 行政は姿勢を改めるべき

高砂市議 井奥まさき

7月以降事故一覧

16	7/18	1号炉 減温塔廻り水漏れ
17	7/30	2号炉 コンベア故障
18	8/4	2号炉 給じんシール装置故障
19	8/13	1号炉 定量フィーダ作動不良
20	8/26	ダイオキシン発生(レベル2)
21	8/31	2号炉 誘引通風機故障

のおそれ
もあ
りま
す。

をはじめ行政は非常に消極的でしたが、「ストップ・ダイオキシン高砂」など市民の声の高まりに耐えきれずようやく重い腰を上げたのでした。

7月、8月でたてつづけに6度の事故

ごみ焼却施設の問題が続いています。4月以降事故も一段落し、私たちも少しほっとしていた矢先でした。別表にありますように、7月に入り突然事故がたてつづけに起きました。その中には、「ダイオキシンの三度目にあたる基準値超過」「メイン施設の誘引通風機故障」があります。21度目となる誘引通風機事故では、機械設備による冷却も不可能となり、自然冷却を待つだけとなりました。この結果、さらなるダイオキシン発生

今までで最大の事故です。

市長と語る会で市長は「連休明けに工事を行い、原因は取り除いた」という主旨の発言をしていました。しかし、こんな大トラブルの連続。根本的な設計の見直しとメーカー負担の追加工事が必要と思われる。

6月議会では第三者機関委託が決定

6月議会では「第三者機関への委託」が決議されました。私たちはすでに2004年2月12日の段階で「公平な第三者機関に監査を」と提言しています。(HP参照)

こうした提言にも関わらず市長

市民が監視するしか方法はない
メーカー担当者は「このような事故は業界の常識」的な発言をし、行政の責任者である別處次長も「2年くらいは見守る」という発言をしています。行政、メーカーに危機感を感じられません。

ストップ・ダイオキシン高砂では「市民も参加した審議会設置」を求めています。同感です。

市民と議会が一体となってごみ焼却施設を監視するしかこの事態を打開する方法はありません。



井奥まさきの財政公開

スケジュール公開中
ブログ(日記)も毎日更新

下水道平準化債は「トイチの闇金融」に手をだすようなもの

7億円の借用証書で3億円の現金

6月議会において約6億円の下水道平準化債を借りることが賛成多数で可決されてしまいました。

この平準化債は年明けに国から突然やってきたものです。名目は「世代間公平」だったのですが、色々調べていくうちに「これはなんとしても止めなければ」という思いが強くなりました。

具体的に高砂市レベルで言えば、この借金をすることで一般会計は約3億円助かります。しかし、一方で利子を含めれば約7億以上の借金を20年かけて支払っていかなくてはなりません。国は「将来は返済金の面倒を見る」という約束をしています。が、全然あてになりません。

これでは、「70万円の借金をすれば、とりあえず30万円は今すぐに渡す」というトイチの闇金融に手を出すようなものです。

歯を食いしばっても手を出すべきではない！

「それだけ財政が苦しいのだ」と行政は言います。ならば市職員・議員の給与削減を提言してでも歯を食いしばってしのぐべきです。年3億円といえば、議員・職員あわせて1000人として平均約月2万円の減額ですみます（期末手当込み）。

また、それだけ財政が「破綻」していることを職員・市民にきっちりと説明すべきです。ちなみに、県下でも半分以上の自治体は手を出していません。

この平準化債は今後3年間続ける予定です。総額約19億円にのぼる借金を返すのは次の世代です。これでは「世代間公平」どころか、まるで「今さえ良ければいい」という「道楽者の親」状態ではないですか。

(下水道平準化債に関してはホームページに詳細を掲載しています)



ごみ焼却施設の維持費

安易な妥協をしようとする市長に待った！

(議長の萬山氏は採決に加わらず)

ごみ焼却施設の維持費問題が深刻です。15年度の維持経費総額が1億6000万円近くにのぼることが判明しました。導入当初の説明では約8000万円だったのですから、倍近い費用がかかっています。この原因は、度重なる事故と運転停止による光熱費や灯油代の増加です。

事故を発生させたメーカーの責任は明らかなのに、田村市長は「政治的妥協」と称して「約1億3000万円は高砂の費用、約3000万円をメーカー負担」という予算案を提案しました。これに対して「さらに努力を重ねるべき」という修正を求める私たちと「これ以上は無理」とする議員とに分かれました。結果はなんとか僅差で私たちの意見が通りました。

市政のへえ～ 豆知識

ご存知でしたか？「テレフォンプランサービス」という制度を使えば、市役所の本庁（荒井町千鳥）で夜間に住民票を受取れるのです。（本人または同一世帯者に限る）

夜8時まで本庁で住民票は受け取れます

手続きは電話で
まず市民部市民課（43-9019）へ9時から16時の間に電話して住民票の交付を依頼します。そうすると宿直室（夜間出入口付近）で17時半から20時の間

に受け取ることができます。その時に、認め印・手数料・身分証明書が必要です。他にも別途費用がかかりますが、郵送で手続きし、自宅に郵送してもらうことも可能です。